

短期大学評価基準（機関別認証評価）付 選択的評価事項 新旧対照表（案）

改正案（観点8.2←△1.4）	現行（平成18年5月改訂版）（観点9.6）	備考
<p>基準1 短期大学の目的</p> <p>1-1 短期大学の目的(教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。</p> <p>1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。</p> <p>基本的な観点（観点2）</p> <p>1-1-① <u>短期大学の目的(学科又は専攻課程の目的を含む。)</u>が、明確に定められ、<u>その目的が、学校教育法第108条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。</u></p> <p>1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されている <u>とともに</u>、社会に広く公表されているか。</p>	<p>基準1 短期大学の目的</p> <p>1-1 【省略】</p> <p>1-2 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点4）</p> <p>1-1-① <u>目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。</u></p> <p>1-1-② <u>目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。</u></p> <p>1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されている <u>か。</u></p> <p>1-2-② <u>目的が、社会に広く公表されているか。</u></p>	<p>観点1-1-②と統合 短期大学設置基準第2条の2対応</p> <p>観点1-1-①と統合 学校教育法改正対応</p> <p>観点1-2-②と統合</p> <p>観点1-2-①と統合</p>

<p>基準2 教育研究組織（実施体制）</p> <p>2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育※）の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>基本的な観点（観点6）</p> <p>2-1-① 学科（<u>専攻課程を含む。</u>）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。</p> <p>2-1-③ 専攻科、<u>別科</u>を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-④ <u>短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、</u>教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。</p> <p>2-2-① 教授会等※）が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。</p> <p>2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。</p>	<p>基準2 教育研究組織（実施体制）</p> <p>2-1 【省略】</p> <p>2-2 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点7）</p> <p>2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p>2-1-② 【省略】</p> <p>2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</p> <p><u>2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2-1-⑤ <u>全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。</u></p> <p>2-2-① 【省略】</p> <p>2-2-② 【省略】</p>	<p>観点の整理</p> <p>観点2-1-④と統合</p> <p>観点2-1-④と統合</p> <p>観点2-1-⑤の繰り上げ 附属施設の範囲の明確化 表現の修正</p>
---	--	--

<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。</p> <p>3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。</p> <p>基本的な観点（観点7）</p> <p>3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて<u>教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制</u>がなされているか。</p> <p>3-1-② 教育課程を遂行するため、<u>各学科（専攻課程を含む。）</u>に必要な教員が確保されているか。<u>また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。</u></p> <p>3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。</p> <p>3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</p> <p>3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。</p> <p>3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。</p>	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 【省略】</p> <p>3-2 【省略】</p> <p>3-3 【省略】</p> <p>3-4 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点8）</p> <p>3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。</p> <p>3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。</p> <p><u>3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。</u></p> <p>3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、<u>年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。</u>）が講じられているか。</p> <p>3-2-① 【省略】</p> <p>3-2-② 【省略】</p> <p>3-3-① 【省略】</p> <p>3-4-① 【省略】</p>	<p>短期大学設置基準第20条第2項対応</p> <p>観点3-1-③と統合 短期大学設置基準第20条の2第1項対応、表現の修正</p> <p>観点3-1-②と統合</p> <p>観点3-1-④の繰り上げ 例示の削除</p>
---	---	--

<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像<u>及び</u>入学者選抜の基本方針<u>などの</u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>基本的な観点（観点6）</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像<u>及び</u>入学者選抜の基本方針<u>などの</u>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。</p> <p>4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p> <p>4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像<u>や</u>入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 【省略】</p> <p>4-3 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点6）</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像<u>や</u>入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① 【省略】</p> <p>4-2-② 【省略】</p> <p>4-2-③ 【省略】</p> <p>4-2-④ 【省略】</p> <p>4-3-① 【省略】</p>	<p>基準の明確化 表現の修正</p> <p>観点の明確化 表現の修正</p>
---	---	---

<p>基準5 教育内容及び方法 (短期大学士課程)</p> <p>5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。</p> <p>5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。</p> <p>基本的な観点 (観点10) (短期大学士課程)</p> <p>5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されて<u>おり、授業科目</u>の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p> <p>5-1-1-② <u>教育課程の編成又は授業科目の内容において</u>、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</p> <p>5-1-1-③ <u>単位の実質化※</u>への配慮がなされているか。</p> <p>5-2-1-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。</p>	<p>基準5 教育内容及び方法 (短期大学士課程)</p> <p>5-1 【省略】</p> <p>5-2 【省略】</p> <p>5-3 【省略】</p> <p>基本的な観点 (観点13) (短期大学士課程)</p> <p>5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され (<u>例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。</u>)、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>5-1-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p> <p>5-1-1-③ <u>授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。</u></p> <p>5-1-1-④ <u>学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成 (例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップ※) による単位認定、補充教育※) の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。</u>に配慮しているか。</p> <p>5-1-1-⑤ 【省略】</p> <p>5-1-1-⑥ <u>夜間において授業を実施している課程 (第二部や昼夜開講制 (夜間主コース) ) を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。</u></p> <p>5-2-1-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。 (<u>例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業※</u>)、<u>多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。</u>)</p>	<p>観点5-1-②と統合 例示の削除</p> <p>観点5-1-①と統合</p> <p>観点5-1-④と統合 観点5-1-③の繰り上げ 観点5-1-③と統合 例示の削除 観点を整理</p> <p>観点5-1-⑤の繰り上げ</p> <p>観点5-2-④に移行</p> <p>例示の削除</p>
--	---	--

<p>5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバス※)が作成され、活用されているか。</p> <p>5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。</p> <p><u>5-2-④ 夜間において授業を実施している課程(第二部や昼夜開講制(夜間主コース))を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。</u></p> <p>5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)<u>若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。</u></p> <p>5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されて<u>おり、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。</u></p> <p>5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>5-2-② 【省略】</p> <p>5-2-③ 【省略】</p> <p>5-2-④ 【省略】</p> <p>5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。</p> <p><u>5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。</u></p> <p>5-3-③ 【省略】</p>	<p>観点5-1-⑥から移行 観点の整理</p> <p>観点5-2-④の繰り下げ</p> <p>観点5-3-②と統合 観点5-3-①と統合</p> <p>観点5-3-③の繰り上げ</p>
<p>(専攻科課程)</p> <p>5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。</p> <p>5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p>5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。</p> <p>5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。</p> <p>基本的な観点(観点9) (専攻科課程)</p> <p>5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。</p>	<p>(専攻科課程)</p> <p>5-4 【省略】</p> <p>5-5 【省略】</p> <p>5-6 【省略】</p> <p>5-7 【省略】</p> <p>基本的な観点(観点12) (専攻科課程)</p> <p>5-4-① 【省略】</p>	



<p>5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されて<u>おり、授業科目</u>の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p>	<p>5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、<u>必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。</u>）、教育課程が体系的に編成されているか。</p>	<p>観点5-4-③と統合 例示の削除</p>
<p>5-4-③ <u>教育課程の編成又は授業科目の内容において</u>、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。</p>	<p>5-4-③ 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p>	<p>観点5-4-②と統合</p>
<p>5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。</p>	<p>5-4-④ <u>授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。</u></p>	<p>観点5-4-⑤と統合 観点5-4-④の繰り上げ</p>
<p>5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>5-4-⑤ <u>学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）</u>に配慮しているか。</p>	<p>観点5-4-④と統合 例示の削除 観点を整理</p>
<p>5-5-③ <u>自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等が組織的に行わ</u>れているか。</p>	<p>5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。<u>（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）</u></p>	<p>例示の削除</p>
<p>5-6-① <u>専攻科で修学するにふさわしい研究指導が適切な計画に基づいて</u>行われているか。</p>	<p>5-5-② 【省略】</p>	<p>観点を整理</p>
<p>5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されて<u>おり、これらの</u>基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。</p>	<p>5-5-③ <u>自主学习への配慮、多様な専門分野への配慮等がな</u>されているか。</p>	<p>例示の削除 観点を整理</p>
<p>5-7-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>5-6-① <u>専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）</u>が行われているか。</p>	<p>観点5-7-②と統合</p>
<p>5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。 5-7-② <u>成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。</u></p>	<p>観点5-7-①と統合</p>
<p>5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>5-7-③ 【省略】</p>	<p>観点5-7-③の繰り上げ</p>

<p>基準6 教育の成果</p> <p>6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。</p> <p>基本的な観点（観点5）</p> <p>6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に<u>照らして</u>、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>基準6 教育の成果</p> <p>6-1 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点5）</p> <p>6-1-① <u>短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。</u></p> <p>6-1-② 【省略】</p> <p>6-1-③ 【省略】</p> <p>6-1-④ 【省略】</p> <p>6-1-⑤ 【省略】</p>	<p>重複観点の削除</p>
--	---	----------------



<p>基準7 学生支援等</p> <p>7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。</p> <p>7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。</p> <p>7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> <p>基本的な観点（観点9）</p> <p>7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。</p> <p>7-1-② <u>学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。</u></p> <p>7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。</p> <p>7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる<u>学生</u>への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</p> <p>7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p> <p>7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動※)が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。</p> <p>7-3-① <u>生活支援等※)に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。</u></p>	<p>基準7 学生支援等</p> <p>7-1 【省略】</p> <p>7-2 【省略】</p> <p>7-3 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点11）</p> <p>7-1-① 【省略】</p> <p>7-1-② <u>進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※)の設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。</u></p> <p>7-1-③ <u>学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</u></p> <p>7-1-④ 【省略】</p> <p>7-1-⑤ <u>特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</u></p> <p>7-2-① <u>自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。</u></p> <p>7-2-② 【省略】</p> <p>7-3-① <u>学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。</u></p>	<p>観点7-1-③と統合 例示の削除</p> <p>観点7-1-②と統合</p> <p>観点7-1-④の繰り上げ</p> <p>観点7-1-⑤の繰り上げ 例示の削除</p> <p>例示の削除</p> <p>観点7-3-②と統合 例示の削除 表現の修正</p>
---	---	--

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

7-3-② 生活支援等※)に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

観点7-3-①と統合

観点7-3-③の繰り上げ  
例示の削除

観点7-3-④の繰り上げ  
例示の削除

<p>基準8 施設・設備</p> <p>8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、<u>図書館が整備されており</u>、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に<u>収集、整理</u>されていること。</p>	<p>基準8 施設・設備</p> <p>8-1 【省略】</p> <p>8-2 【省略】</p>	
<p>基本的な観点（観点4）</p> <p>8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。</p>	<p>基本的な観点（観点4）</p> <p>8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。</p>	<p>基準の整理</p> <p>例示の削除</p>
<p>8-1-② <u>短期大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT※）環境</u>が整備され、有効に活用されているか。</p>	<p>8-1-② <u>教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワーク</u>が<u>適切に整備</u>され、有効に活用されているか。</p>	<p>観点の整理</p>
<p>8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、<u>短期大学の構成員（教職員及び学生）</u>に周知されているか。</p>	<p>8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。</p>	<p>表現の修正</p>
<p>8-2-① <u>図書館が整備され</u>、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に<u>収集、整理</u>されて<u>おり</u>、有効に活用されているか。</p>	<p>8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に<u>整備</u>され、有効に活用されているか。</p>	<p>観点の整理</p>

<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> <p>基本的な観点（観点6）</p> <p>9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。</p> <p>9-1-② <u>短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活か</u>されているか。</p> <p>9-1-③ <u>学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活か</u>されているか。</p> <p>9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。</p> <p>9-2-① <u>ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いて</u>いるか。</p> <p>9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に<u>行わ</u>れているか。</p>	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9-1 【省略】</p> <p>9-2 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点8）</p> <p>9-1-① 【省略】</p> <p>9-1-② <u>学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価※）に適切な形で反映</u>されているか。</p> <p>9-1-③ <u>学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映</u>されているか。</p> <p>9-1-④ <u>評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じら</u>れているか。</p> <p>9-1-⑤ 【省略】</p> <p>9-2-① <u>ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施</u>されているか。</p> <p>9-2-② <u>ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いて</u>いるか。</p> <p>9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に<u>な</u>されているか。</p>	<p>例示の削除 観点の整理</p> <p>例示の削除 観点の整理</p> <p>観点9-1-②③④に分散</p> <p>観点9-1-⑤の繰り上げ</p> <p>観点9-2-②と統合</p> <p>観点9-2-①と統合</p> <p>観点9-2-③の繰り上げ 表現の修正</p>
---	---	---

<p>基準10 財務</p> <p>10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。</p> <p>10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。</p> <p>10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>基本的な観点（観点7）</p> <p>10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。</p> <p>10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。</p> <p>10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p> <p>10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。</p> <p>10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。</p> <p>10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。</p> <p>10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。</p>	<p>基準10 財務</p> <p>10-1 【省略】</p> <p>10-2 【省略】</p> <p>10-3 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点7）</p> <p>10-1-① 【省略】</p> <p>10-1-② 【省略】</p> <p>10-2-① 【省略】</p> <p>10-2-② 【省略】</p> <p>10-2-③ 【省略】</p> <p>10-3-① 【省略】</p> <p>10-3-② 【省略】</p>	
--	---	--

<p>基準11 管理運営</p> <p>11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。</p> <p>11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。</p> <p>11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。</p> <p>基本的な観点（観点11）</p> <p>11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、<u>危機管理等に係る体制が整備</u>されているか。</p> <p>11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</p> <p>11-1-③ <u>短期大学の構成員（教職員及び学生）</u>、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。</p> <p>11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。</p> <p>11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。</p> <p>11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が<u>適切に収集</u>、蓄積されているとともに、<u>教職員</u>が必要に応じて<u>活用</u>できる<u>状況にある</u>か。</p>	<p>基準11 管理運営</p> <p>11-1 【省略】</p> <p>11-2 【省略】</p> <p>11-3 【省略】</p> <p>基本的な観点（観点11）</p> <p>11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、<u>必要な職員が配置</u>されているか。</p> <p>11-1-② 【省略】</p> <p>11-1-③ <u>学生、教員、事務職員等</u>、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>11-1-④ 【省略】</p> <p>11-1-⑤ 【省略】</p> <p>11-2-① 【省略】</p> <p>11-2-② <u>適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が蓄積</u>されているとともに、<u>短期大学の構成員が必要に応じてアクセス</u>できるようなシステムが構築され、機能しているか。</p>	<p>危機管理体制の追加</p> <p>表現の修正</p> <p>観点の整理</p>
--	---	--

<p>11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われて<u>おり、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。</u></p>	<p>11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われて<u>いるか。</u></p>	<p>観点11-3-②と統合</p>
<p>11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。</p>	<p>11-3-② <u>自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。</u></p>	<p>観点11-3-①と統合</p>
<p>11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。</p>	<p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。</p>	<p>観点11-3-③の繰り上げ</p>
<p>11-3-④ <u>短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。</u></p>	<p>11-3-④ 【省略】</p>	<p>観点11-3-④の繰り上げ  教育基本法、学校教育法対応</p>



<p>選択的評価事項A 研究活動の状況</p> <p>A-1 短期大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。</p> <p>A-2 短期大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。</p> <p>基本的な観点（観点6）</p> <p>A-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。</p> <p>A-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。</p> <p>A-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。</p> <p>A-2-① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。</p> <p>A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。</p> <p>A-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。</p>	<p>【省略】</p> <p>【省略】</p> <p>A-2-① 研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、<u>国内外の短期大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。</u>）から判断して、研究活動が活発に行われているか。</p> <p>A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績（例えば、<u>外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。</u>）から判断して、研究の質が確保されているか。</p> <p>【省略】</p>	<p>例示の削除</p> <p>例示の削除</p>
--	--	---------------------------

<p>選択的評価事項B  正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況  B-1 短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。</p> <p>基本的な観点（観点4）  B-1-① 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。  B-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。  B-1-③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。  B-1-④ 改善のための取組が行われているか。</p>	<p>【省略】</p>	
--	-------------	--